

電子帳簿保存法対策セミナー（基礎編） ～最低限実施しないといけないことは何??～

6/27(月)15:00～開催！

令和4年1月1日の電子帳簿保存法改正により、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について抜本的な見直しがされました。「うちは帳簿を紙で保存しているから関係ないよ」と思われる方も多いと思いますが、令和4年1月1日以後の電子取引に関し電子データで受け渡した領収書等は紙ではなく電子で保存することがすべての事業者に求められます。本セミナーでは今回の改正で事業者がどんな対応をしなければいけないのかを分かりやすく解説していただきます。

1. セミナーの概要

対象者	○船橋市内の中小企業・小規模事業者・個人事業主の皆様 ○船橋商工会議所会員の皆様
参加費用	無料 * 先着順で定員になり次第締め切ります 定員：(会場)50名 (オンライン)30名
内容	1 電子帳簿保存法対策セミナー（1時間30分を予定しています） ・電子帳簿保存法とは ・今回の改正で何が変わったか ・事業者がやらないといけないこととは？ 2 個別相談会 ※会場参加の希望者のみ 講師：T K C千葉会所属税理士
日時・場所	日時：6月27日(月) 15:00～17:00 会場：船橋商工会議所6階ホール・オンライン



2. お申込方法

6/21(火)までにFAXまたはホームページよりお申込みください



FAX : 047-434-9559 <https://www.e-funabashi.com/?p=14625>

〔会場参加の方〕 定員を超過した場合のみ、こちらからご連絡します。当日は会場まで直接お越しください。
また、会場にお越しの際は、事前の検温、マスクの着用、会場での手指消毒にご協力ください。
〔オンライン参加の方〕 後日参加URLを、ご記入いただいたメールアドレスまでお送りします。

参加申込書 必要事項	企業名・屋号			
	会員・非会員 (いずれかに○)	会員 ・ 非会員		
	参加方法 (いずれかに○)	会場 ・ オンライン	連絡先電話番号	
	参加者	氏名		
		メール		
個別相談の希望 (いずれかに○)	有 ・ 無	※個別相談は会場参加者に限らせていただきます		

* ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、目的外には使用しません

問合せ先： 船橋商工会議所 工業振興課
担当：辻・長野 電話：047-435-8211 FAX：047-434-9559